

役員選考規程

1. この規程は、『日本小学生バレーボール連盟規約』第五章に基づく役員を選出にあたり、予めその候補者を選考し推薦するために定める。
2. 候補者を推薦する役員選考委員会は、改選期ごとに設置し、選考過程並びに候補者氏名を評議員会に推薦し、承認を得たのち任務を終え解散する。
3. 役員選考委員会の構成は、評議員から地域性を考慮して3名、理事から2名の合計5名とし、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
4. 役員選考委員会は、第1回の委員会で委員長を互選する。
5. 選考する候補者は、規約第五章に基づき会長1名、副会長若干名、監事2名及び理事25名以内とする。
6. 理事候補者は、ブロック選出理事9名及び学経理事若干名とし、その総数は25名以内とする。
7. ブロック選出理事候補者の選考は、規約第12条2項による。
8. 学識経験理事候補者の選考は、規約第12条3項による。
9. この規程は、理事の3分の2以上の賛成により変更することができる。

平成17年3月13日制定

平成26年3月21日改正